

中国東南部の親族組織概報

渡 辺 欣 雄

I 前 言

本稿は、福建省および広東省を中心とし、台湾および香港新界地区をも含めた中国東南部の親族組織を概論風に描いたものである。現在、これらの地域は、同じ漢民族の居住地域であるにもかかわらず、それぞれの政治形態がことになっており、それが同じ次元で親族の問題を述べるに至難の状態を与えている。だいいち、親族の問題を論じようとしても、情報の質が著しくちがっており、また参考書籍も人類学的なものは、他地域とくらべるとはなほだ少ないのが現状である。その点で、諸報告がいつの時代のものか、という問いには、画一的な答えがえられない。だから、本稿は、現在形で述べられてはいるが、その現在とは、第二次大戦をはさんで、およそ数十年、あるいは百年をも超えるであろう時代の幅があること、あらかじめ了承を願う次第である。加えて、本稿は文献による中国東南部の親族組織の研究であり、微細な分析を主眼としてはいない。また、ひとくちに東南部と称しても、当然そこには地域性というものがある。しかし、Hsuが示唆する⁽¹⁾ように、比較に値するほどの差異をもたないという中国の特性を考慮して、本稿では、地域性を越えた親族組織の全体像を描写することにつとめた。本稿の概観的考察は、今後の筆者の実態調査および文献調査の一応の展望を与えるものである⁽²⁾。

注

- (1) Hsu, F. L. K. 1963 [1971: 284]
- (2) 本研究は、昭和50年度日本学術振興会奨励研究員としての研究課題「社会組織と世界観の統合的研究——西太平洋社会を中心として——」に応ずる研究成果のひとつであり、本研究にあたっては、奨励奨学金による助成をおおいだ。

II 家族と館

1 家族の規模

中国研究者は、親族の特性を描写しようとする場合、かならず「家族」の問題について論じようとする。だが、家族とは何か、中国の親族組織を考える場合、ことさら難しい。中国の親族関係の特徴が家族主義 *familialism* にあるとして、中国の最大範囲の親族集団である《宗族》を、“因襲的家族”と定義する Kulp の指摘⁽¹⁾があるかと思えば、逆に、*lineage* (一族)の最少単位である《房》を家族(基本家族)とする Freedman の指摘⁽²⁾もある。つまり、中国東南部の親族の最大範囲の単位から、最少の単位まで、定義いかんによって「家族」の用語がさまざまに用いられてきたのである。この混乱は、専ら人類学ないしは社会学の分析概念の欠陥によるものであって、したがって、この地域の親族組織について論ずるには、「家族論」を経ねばならないわけである。が、ここで「家族論」を経由することは論題を逸脱してしまうので、漠然とした定義にとどめておくことにしたい。すなわち「家族」とは、夫婦関係・親子関係を骨子とし、兄弟姉妹関係全体を、ないしは一部をふくむ親族の一単位である。

中国東南部の家族を考える際、その型として用意されてきたのは、夫婦家族(核家族・基本家族・小家族)、直系家族、合同家族(親夫婦までふくめると拡大家族、複合家族、大家族、同族家族)⁽³⁾の三つである。それを各階級ごとに分布を示したのが、第1表にあらわされた福建省の

		夫婦	直系	合同
貧	農	10	8	3
中	農	3	5	1
富	農	1	0	3
商人及び地主		1	1	4

—第1表— 農村家族の規模

40戸の農村家族の例である。表で見ると、全体的に、どの型も一様に分布してみえる。しかし、これを階級別にみると、貧農は夫婦家族が多く、中農は直系家族が多く、富農や商人および地主は合同家族が多いこ

とがわかる。つまり、家族の規模は、その集団の経済力や階級と、かなりの程度相関しているのである。

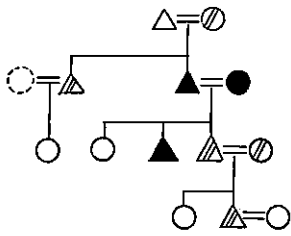
中国東南部では、富農の世帯は貧農のそれより子供の数が多し。加えて、富農にのみ複婚がみとめられる。貧農の家族は子供を充分養うことができず、望まぬ子供（少女）を排除しようとする傾向がある。少女の養われる先は富農の家である。さらに、貧農の息子たちも、他に生計を求めて家出をしてしまう。他方、富農の家ではかれらを、召使いや奉公人として雇う。このようにみても、先の数字の背景がよくわかる。貧農の家では、夫婦家族の状態できつと生計がたつのであり、富農の家では、合同家族となり、あるいは拡大家族となりうるほどの生計の支持力を持ち、加えて、召使いや奉公人も養う経済力をもっているということである。このような経済力による差が、社会組織の問題にも及ぶ（後述）。

先にのべた福建省40戸の農村家族の例では、家族の規模と階級とが相関しあっていることがわかった。それでは、今度は同じ世帯に居住する親族員がどの程度の頻度で同居しているのか、その同居率を考えてみたい。同居を規準とした親族関係の偏りをもって、中国東南部の親族関係の核（基本単位）を理解しようと思う。ここに、同居率を示すのは、福建省北部161世帯808人の事例である。⁽⁵⁾

世帯主の世代で同じ世帯（ないしは同じ^{やかた}館）に住むものは、世帯主99.4%、その妻93.8%、世帯主の兄弟18%、既婚の姉妹およびいとこ0%、未婚の姉妹1.9%である。上位一世代では、父1.9%、母27.3%、妻の父0%、妻の母0%、双方のおじおば0%、上位二世代以上の同居者はいない。今度は、下位一世代であるが、それは既婚の息子26.2%、未婚の息子75.8%、既婚の娘0%、未婚の娘36%、義理の息子0%、義理の娘26.7%、兄弟の娘1.2%となっている。下位二世代では、息子の息子12.4%、息子の娘5.6%、息子の息子の妻0.6%となっている。下位三世代以下の同居者はいない。

このように、親族関係から同居者のわりあいをみると、世帯主夫

婦を中心として、かれらと同居する率の多いのは、未婚の息子である。これは、先の貧農の実情をよく反映している。以下、同居率はかなり低下して、未婚の娘、母、義理の娘（息子の妻をふくむ）、既婚の息子、そして世帯主の兄弟、息子の息子の順となっている。つまり、同居率10%以上の時点で、親族関係（家族構成）をみると、直系家族の型に合致するのである。しかし、これを直系家族の理念型にあてはめると、



—第1図— 同居率

凡例
 ■ = ~70%
 ▨ = 70~10%
 □ = 10~0.1%

父が1.9%と低率なこと、世帯主の兄弟が18%と高率なことが気がかりである。だがそれは、中国東南部の家族の自律化の原因を考えてみれば、容易に理解できることである（後述）。

同居者の最大範囲はどこまでか。統計中には示されていないが、理念的にありうる“兄弟の妻”の同居をふくめると、その最大範囲は、合同家族というよりむしろ拡大家族の型にあてはまるものとなる。

第1図は、以上の量統計を質的に区分した図であり、中国東南部の同居家族は、夫婦家族から拡大家族まで、第1図のようなヴァリエーションをもって基本単位を形成していることがわかる。

この図でみるように、この地域の家族は、父方偏重の傾向があり、妻方および母方は、問題にならないほど同居率が低い。ただし、同居率0%である妻方および母方親族員も、皆無なのではない。少数点一位まで数字があがらないほどの率で存在すると考えておきたい。というのは、中国東南部にも、《招婿婚》、つまり、婿が嫁方に居住する習俗もあるからである。

さて、以上のように、同居率をもって家族構成の問題を論じてみたが、これには説明の飛躍がある。先の筆者の「家族」に関する消極的な定義のなかには、居住の要素がふくまれてはいなかったからである。ここで「家族」の問題を考えるのに、居住の要素を考慮するというのは、つとめ

て中国的、あるいは中国東南部の例に合致した「家族」の捉え方である。⁽⁶⁾そこで、問題となるべき居住地＝館 compound について考えてみなければならぬ。

2 館内の部屋配置

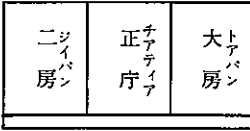
いろいろな学者によって世帯 household ともいわれ、また館 compound^{やかた}ともいわれてきた屋敷内の家屋配置および家屋内の部屋の配置をここで考えてみよう。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

館は、その基本型を《三間起》^{サアキョウキイ}においている（以下第2図参照のこと）。つまり館は、三つの部屋、《二房》・《正庁》・《大房》からなる部屋配置を基本としてつくられている。もっとも簡素な貧農の館（第2図-4）に、その実際をみてとることができる。この基本型を横にひろげると、《五間起》とすることができる。図には掲げていないが、《五間起》をさらにひろげて、左右に《座仔》といわれる各一室を設ける場合もある。それから、さらに発達した館内の形式として、第2図-3のような《五間起二条龍》の形式がある。《五間起》の部分を《正身》、つまり母屋として、その左右双方の前面に《護龍》という付属家屋を設けるのである。さらに《三間起》の基本型をモチーフとして、囲庭式の館を形成することもできる。ヴァリエーションは、さらに《護龍》を四つ設けるものや、第2図-5のように、二階建てにするものにまで発展する。

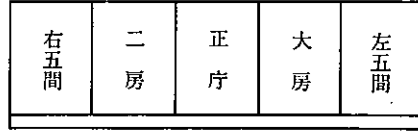
さて、このように示された館内の部屋の配置が、先の中国東南部の家族形態とどのように関係してくるのか、それをつぎに考えてみよう。

館の中心は《正庁》と呼ばれる中央の一室である。⁽⁹⁾ここは、同居する家族の祖先の位牌や神像などを祀る祭壇の置かれる場所であり、また来客の応待や宴席、あるいは家内作業の作業場にもあてられるところである。

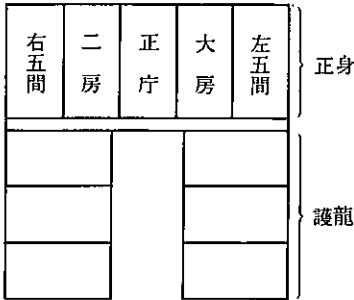
つぎに、《正庁》左側の《大房》だが、そこは家長夫婦の寝室である。家長夫婦の子供が幼い場合は、子供たちもここで寝起きをする。《二



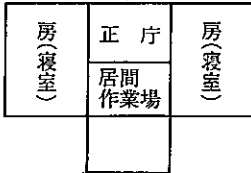
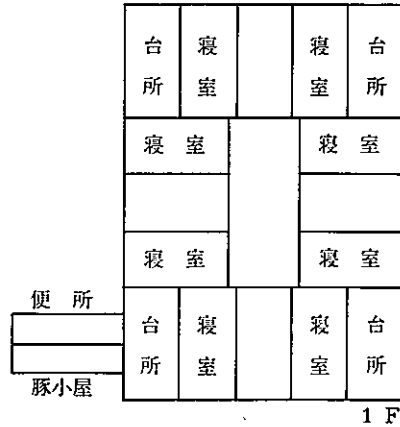
1. 基本型（三間起）



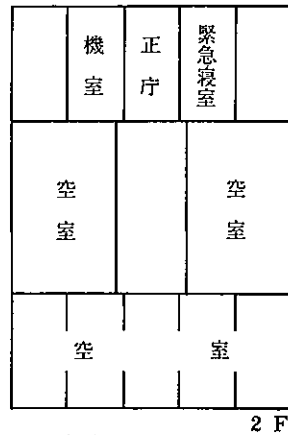
2. 五間起



3. 五間起二条龍



4. 貧農の館



5. 富農の館

房》は次長夫婦（家長の後継者）の寝室である。以下、夫婦単位に順次《房》が設けられる。《房》は夫婦の寝室の意であるから、子供が成長すれば、他の《房》か、祖父母の《房》あるいは《間》といわれる独身者の部屋があてがわれる¹⁰⁾。

炊事場(台所)は《灶脚間》・《炊房》などと呼ばれ、普通《左五間》ないしは《左座仔》に設けられる。館内でいくつかの家族が独自の生計をいとなむ場合には、順次最端の部屋が、それぞれの家族の炊事場にあてられる。炊事場の独立、すなわち「《灶》(竈)の独立」が、いわゆる家族の独立を意味するという。

《三間起》をモチーフとした《護龍》は、夫婦の単位の成立にともなって、逐一その寝室にあてがわれるが、ほかに水牛小屋や豚小屋などの家畜小屋として用いられたり、祖父母の隠居部屋にあてがわれたりする。あるいはさらに、収穫物の貯蔵庫、農具小屋、機織の部屋などに用いられたりもする¹¹⁾。

このようにみると、中国東南部の館は、外側からみれば一世帯、あるいは一家族のようにみえるが、内側からみれば数世帯、ないしは数家族であるという場合があり、どのレベルで何の単位が形成されているのかを注意してみる必要がある。家族は竈で数え、館は住居で数えるという指摘もひとつの見解である。

3 家族の動態

しかし、館が親族の基本単位なのか、それとも、房がそれにあたるのかは、中国東南部の場合、家族の動態を通して理解する必要がある。

中国古来の諺として、「男生内向，女生外向」（男子は族内に向かってうまれ，女子は族外に向かってうまれる）というのがある。男子は祖先の財産を相続し，一族を永代まで繁栄させる義務をとまうが，女子はうまれた当初から，排除を予定されているのである。

まず，息子たちは《同姓不婚》の原則によって，異姓の，したがって

異なる《宗族》（一族）から嫁をもらう。嫁をもらう側には、親夫婦がいるわけだから、少なくとも館には、二組以上の夫婦ができることになる。この時点で、いわゆる家族型に照らして考えれば、直系家族ないしは拡大家族ができることになる。ただし、第1表の事実から考えれば、それは中農ないしは富農・商人・地主の階級に顕著なのであって、貧農階級の一般例ではない。貧農は、先にものべたように、子供が結婚する前から、娘や息子を養子に出したり、奉公人や召使いその他に出したりして、子供の数においてすでに拡大家族といわれるような規模にはならないようになっている。おまけに、貧農の場合、婚資を支払うまでの財力をもちあわせていないことがきわめて多いので、婚期は延長され、親夫婦の存命中に結婚できるとは限っていない。貧農に夫婦家族が多い所以である。

息子たちは、婚後、親夫婦と一定期間「同居同財同竈」の生活をする。親夫婦・兄夫婦・弟夫婦が生涯、「同居同財同竈」で生活するという例は、富農や商人・地主など、政治力や経済力のある階級に多くみうけられる。少数の家族の独立やそれにとまなう財産の分割は、政治＝経済力の縮少を招来するからである。しかし、このような「理想的」な政治的・経済的・社会的共同生活も、以下のような「家族の自律」の要因により、必ずしも維持されるものではない。

財産分割の要因や、家族の自律化の要因のなかで、ほぼ一様にあらわれるのは、同居する家族内部の顕在的・潜在的な不和と、それ以外の経済的・社会的事由によるものである。家族内部の関係の不和は、嫁と姑との間の不和、嫁同志の不和、兄弟の不和、父と子の不和などである。その原因は、家庭生活や経済活動における労働分担・分業の調整の失敗、あるいは財産をめぐる利害対立によるものが多い。その他の理由としては、家族の人数が多数になったからとか、共同生活を維持するのが経済的に困難であるとか、父または祖父が老齢で、家長権を息子たちに譲りたいとか、父母ないし父が死亡したからとか、父母の命令・勧めによる

とかのいくつかのものがある。

かくして家族は、夫婦を単位として分離し、独立してゆく。その際、同じ館内で分立するのであれば、各家族は独自の竈、つまり炊事場をもち、生家を出るのであれば、新しい館をもって分立するのである。分立・分居の方式は、およそ日本の本分家のようなものではなく、いろいろな方式がある。

(1) 分居と財産分割

とくに、家庭内での関係に不和が生じた場合、館の長や村長、族長など、それぞれのレベルの長にその解決をゆだねるのであるが、分居が最良の方法となれば、族内の有力者や近隣関係者があつまって、分居と財産の分割等々の裁断が下される¹¹⁸⁾。

分居の方式にはさまざまなものがあげられる。まず第一は、親夫婦・兄夫婦・弟夫婦の三分割である。その際、まず親夫婦の田畑として《養老地》が確保され、残りの田畑は兄弟で均等分割される。第二に、親夫婦と兄夫婦が館内に同居ないしは同じ単位となり、弟夫婦が分居する方式である。これをひとつの現象としてみれば、日本の《同族》とよく似た形態に見えるが、決して親夫婦・兄夫婦のいるところが「家格」のある《本家》ではない点、分居方式が家の階層をあらわすような日本の例とはちがっている。

第三は、親夫婦と弟夫婦が同じ単位となり兄夫婦が分居する方式である。これも現象としてみるなら、いわゆる日本の「末子相続」とか、「隠居分家」などとよく似た形態をとる。しかし、ここにも兄夫婦が分居せねばならないような特別な規範があるわけではない。また、第二・第三の例は、誰が親夫婦を養うかという問題にかかわるものであり、親夫婦を養う義務を兄夫婦が負っても、弟夫婦が負ってもよいという規範にはかなうのである。その際、親夫婦と単位を同じくするものは、その分だけ土地を余分に与えられている。

第四に、親夫婦が分居し、兄夫婦・弟夫婦が単位を同じくする方式で

ある。親夫婦の分居も、決して「隠居」としてではなく、分居の一方式として、ありうる方式である。²⁰⁾第五は、兄夫婦・弟夫婦が財産・住宅その他を二分し、親は分割の単位とされないものがある。この方式をとる場合の多くは、親が耕作して生計をたてられないほどの老齢であり、兄弟が穀物を平等に出しあって親を養う《養老糧》の方法、親が分居した息子夫婦の各家々をまわって生活をする《輪流飯》の方法とがある。分居や財産分割の対象は、しかしながら、生計の単位たるべき夫婦であって独身者ではない。だから未婚者は、それぞれ誰かの家で同居することになる。その際、未婚の同居者の分け前は、それを養う者に幾分多く分ち与えられる。

中国東南部の財産の分割方式は、他の中国諸地域と同様、「均分分割」による。この慣習は、分割しても望ましい財産の規模を維持できないことがわかっていたとしても、厳密に行なわれたのである。²¹⁾それでは、分割の対象となる財産にはどのようなものがあるのか、それをつぎに考えてみよう。

象徴的であり、かつフォーマルな分割の対象は、竈と土地の分割である。²²⁾中国東南部で、世帯といわれ、家族といわれたものは、前にものべたように、同じ竈で炊いた飯を共食し、同じ耕作地を共同で耕す成員のグループを指している。両親の住まいである《老宅子》から分居した息子は、そこが両親の家、両親の土地であるからといって、分居と財産分割がなされたあとも、両親の土地を耕作したり、手伝ったりする義務があるわけではない。竈を分け、土地を分けたあとは、各家族は経済的にも、社会的にも独立した単位とされるのである。分居や財産分割のなされたあと、同じ館にすむ場合でも、炊事場を別にし、《房》を独立した単位とする。土地の分割においても、「均分」の観念は徹底していて、面積や肥沃度、地形などが考慮される。そればかりではない。農具も、家畜も、はたまた親の負債もできるだけ均分しようとする。金銭もその対象であるが、先の動産・不動産の分割がどうしても不均等にならざる

を得ない場合、その調整、ないしは他の物件の代用として分与される。ただし、均分相続の対象者は、均分する時点で戸主となるべき人間であって、家族内の子供の数とは関係なく行なわれるのである。

こうして人々は均分の原則を周く所与の動産・不動産にあてようとするのであるが、そこにはどうしても分割できないもの、あるいは分割の対象にはならないものがでてくる。それは、まずもって個人の私有財産である。そして、個人が商売などで手にいれた金銭（これは家計のためとあれば共有財産になるが、その何分の一かは私財である。）、個人が購入した個人用の土地や物件、嫁が持参した土地や金銭などである。これらは、家長の管理する共有財のなかにふくまれるのが常だが、何をどの程度共有財とするのかは、物件の種類、財源の種類が多くなるにつれて、定まりがなくなってくる。こうした私財の存在と、私財の増加は、家族内の利害対立をもたらし、あげくのはて、家族の分離にみちびく大きな原因となってくる。⁽²³⁾

分割できない財産のなかで、もっとも大切なものは、宗教的かつ社会的な象徴としての位牌であり、神像であり、また家譜である。これらは、父母が生涯所有（たとえ家長権を子供たちに譲っても）し、かれらの死後は、長男（長兄）が相続するのが常である。⁽²⁴⁾長男が、代々からの位牌を相続するとすれば、次三男（弟たち）は、位牌の代用物を家に祀る。このように、一方で経済的権利を極力対等に分有しようとする中国東南部の人々は、他方で、宗教的・政治的権利を、特定の親族員にのみ与えようとする慣行をももちあわせている。

(2) 家長権および祭祀権

生計や経済の面では、葛藤と分裂をくりかえし、その後は対等に分立するこの地域の人々であるが、政治や宗教の面でみると、「中国社会は家族主義である」とまで学者をしていわしめたような、行動における凝集性がみえる。その骨子には、不分割の財産同様、分割できない権利がある。その代表ともいえるのが、家長権をはじめとした各集団統合上の

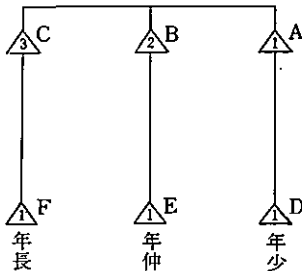
指導権であり、位牌祭祀をはじめとした宗教活動上の権利である。

中国のlineage(一族), ないしはclan, sib(氏族)と学術用語で規定されてきた《宗族》は、父系の出自集団である。この一族・氏族は、その内に階層的な分節をもっている。組織構成については、のちほど触れるが、指導権の問題に限っていうと、各分節には各立場上の指導権をもつ長がいる。分節の最少単位になれる《房》ないし館の単位におかれる長が《家長》^{チアチヤン}である。《房》が独立の生計単位を構成しているのなら、《房》には家長family headが、館には館長compound headがおかれる。そして、漸次集団統合のレベルが増すにつれて、各分節には、各分節の長があり、中国の慣用語にしたがって各づけるならば、分節の小範囲のレベルから大範囲のレベルまで、支-長, 房-長, 宗-長らがいることになる(後述)。

最少単位の長、それが《家長》であるが、家長は「最年長の男子」が任ぜられる。例えば、ひとつの館に、ひとつの家族がすんでおり、親夫婦・兄弟夫婦・弟夫婦で構成されているとすれば、親=父が家長であり、かつ館長である。ひとつの館が、三人の兄弟からなっていて、すでにかれらが各々の家族を構成しているとすれば、三人の兄弟のそれぞれは家長であり、そのうちの長兄が館長となる²⁹。しかし、ひとつの館に傍系の家族員がふくまれていた場合はどうであろうか。

第3図中、Aが家長であって、つぎの者に家長権を譲りたいとする。その場合、DではなくBが家長となる。つぎはCであり、以下、F→E→Dと渡されてゆく。つまり、年齢もさることながら、もうひとつ大切な規準は、現家長と同じ世代の兄弟であるということである。家長権継承の際、まず同じ世代の弟に譲渡され、ついで年齢の高い者が考慮される。前者の原則を《輩行》といい、《輩行》は年長順云々の原則よりも優先している。この原則は家長権にかぎらず、ひろく族長にいたるまで適用される。各長は、各単位の政治的・経済的・社会的そして法的な統率者であり、各単位のもつ財産の管理者であり、各単位の代表者である。

ところが、位牌の相続と位牌祭祀の祭祀権は、家長権の譲渡方法とはことなりをみせる。位牌は確かに親の死後、長男（長兄）にうけつがれるのであるが、自分の親に弟があったとしても、長男に祭祀権が渡される⁽²⁹⁾のである。つまり、第3図で、A



—第3図— 諸権継承の方法

Aが祭祀権をもっているとすれば、Aの死後、祭祀権はDにうつるのであり、Bではない。また、家長権と祭祀権の継承のちがいは、前者が輩行・年長の原則にもとづいており、後者が直系・年長の原則にもとづいていることだけではない。前者は、譲渡者の存命中にも譲渡が行なわれる

可能性があるが、後者は譲渡者の死後でなければならない⁽³⁰⁾。このようにして、諸権はそれぞれ継承の方法がことなり、それがやがて房や館を超えた分節の諸権のちがいにまで及んでゆく。

(3) 縁組と家族⁽³¹⁾

中国東南部で、縁組の問題として掲げねばならないのは、婚姻 marriage と養取 adoptionの問題である。

中国東南部の婚姻には、西欧の農民社会における原家 famille souche のように、夫が妻を娶る import ような夫方居住婚でしかも、夫の一族に組みこむ様式をとる⁽³²⁾。「男生内向、女生外向」の中国の諺にもあるように、女性は養女として生家を出るか、嫁として出るか、あるいは売られて出るか、とにかく生家を出ねばならない立場にある。なかでも、女性は嫁として夫の一族に編入されるのが普通とされる。婚姻にあたって嫁は《同姓不婚》の原則にしたがう。《同姓不婚》は、族外婚に近似した法則として作用する。だから、中国の婚姻は「交叉イトコ婚」のモデルとしても扱われてきた^{(33) (34) (35)}。しかし、モデルはともかく、婚姻当事者たちにとって《同姓不婚》の原則は、配偶者の選択を極力制限するものであり、したが

って、この原則の付則として、五代以上の隔りをもつ同姓の相手は、即刻、姓を変更してもよいとか、変更しやすい苗字は変更してもよい（例えば、林→木、王→玉など）といった例外を設けていた。⁶⁵

このように、姓変更可能な付則をもちつつ、人々は《同姓不婚》の原則に照らして、相手を選ぶわけだが、相手の選択は当事者たちではなく、親たちであり、しかも婚約は普通、7才から10才ぐらいの間になされるのである。⁶⁶しかも、結婚式は婚約後約10年たってからのことである。

嫁が正式に婿の家族の一員として認められるのは、婿方が婚資を完済した時である。婚資の多くは金銭であるが、とくに貧農の場合、婚資が嫁の代償に必要な品物をもつための保証金と解されるから、その保証に充分な婚資が支払えない場合、延々と婚期はひきのばされてきた。⁶⁷婚資は富農の場合、単なる贈物とみられるが、貧農の場合、かけひきをともなう購買にも等しくなる場合がある。⁶⁸

婚資が支払われてのち、嫁は生家の成員権を失ない、夫方の一族に加わるが、実質的に夫方の成員権を獲得するのは、男子の出生後である。男児は父に家筋の維持を保証するだけでなく、母に味方としての保証を与えることになる。⁶⁹家族の分裂の要因として、母子間の不和がほとんど報告されてない所以である。

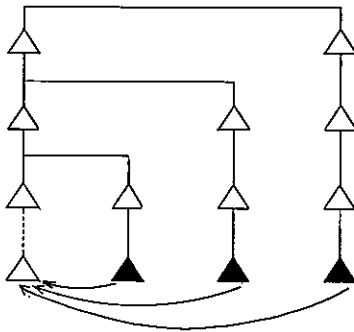
嫁の夫方一族内での地位の確立は、実質的には男子出産後であるが、それは、妻の夫や子供に対する発言権、未亡人になった場合の夫の財産相続権、再婚における夫方からの婚姻権などの諸権利の獲得を意味する。また逆にそれは、夫方一族の嫁に対する地位の保証・管理をも意味している。⁷⁰ただし、嫁は自分の父母の死去にあたっては、その葬儀に参列し、喪に服するという両属性 *marginality*があるといわれる。⁷¹中国では、親族員の^{ランク}位階のなかでは姻族および母方親族はきわめて低い位置にある。宗教的権利の一部には、両属性だともいわれる特別な権利をもつのであるが、他の権利においてはきわめて限られており、それが母方親族や姻族の低位をあらわすことになる。

嫁を夫の妻としてみると、なるほどアフリカの出自集団とはちがって、彼女は出生による出自集団の成員ではない。が、婚姻を通じて、嫁は夫の妻となるのではなく、夫の両親の子供となり、夫の祖先の子孫のひとりとして、夫の一族の繁栄 *fertility* を保証するものだと解すれば、「中国の一族は果して出自集団か」という議論もまた別のものとなるだろう。嫁はそういう意味で養子の立場とよく似ている。

中国東南部では、子供に娘しかない場合、二つの方法で男子を補充することができる。第一は、娘に婿を迎える《招婿婚》の方法、第二は、娘を婚出させ、夫婦養子を迎える方法である。第一の方法は、普通婚とされる嫁入婚を逆の形で採用したもので、やはり《同姓不婚》の原則にかなうものでなくてはならない。しかし、中国の諺にもあるように、娘は生家から出るべきものとされており、第二の方法は、それにかなう順当な方法である。

生家から娘を婚出させたあと、まず男を養子としてもらうわけだが、もらう相手は《異姓不養》の原則が適用される。すなわち、養子は同姓の一族、したがって同じ一族(同宗)からもらわねばならないのである。しかも養子は《同宗昭穆相当者》、つまり同じ一族であって、自分の世

代より一代下の者が好ましいとされる。第4図中、▲印の者がそれにあたる。養取される者の年齢は問題とされない。中国の婚姻に「族外婚」があるというのであれば、養取の方法には、「輩行」を重んじた「族内養取¹⁴⁹」という慣行があるわけである。しかしながら、それは原則であって、現行では《同宗昭穆相当者》の原則はかなりルーズである¹⁴⁹。このようにして補填された養子は、つぎに《同



—第4図—
同宗昭穆相当者

姓不婚》の原則にもとづいて、結婚相手が自分や養親の一族とは異なる一族からもとめられる。養取のこのような慣行や婚姻のルールは、それが「縁組」という約束ごとにかかわる重要な要件であればこそ厳密ともなり、また、それはのちにものべるような厳格な父系制を維持する付則ともなるのである。

注

- (1) Kulp, D.H. 1925 (1940: 187—190)
- (2) Freedman, M. 1958:19-21
- (3) Freedman, M. 1958:20
- (4) Freedman, M. 1958:22—23
- (5) Freedman, M. 1958:20
- (6) Hsuは中国の親族組織を考えるうえで、中国の《宗》は居住地にかかわらず分枝することをあげる (1963 (1971: 282))。王崧興も (1971: 249—251)、中根千枝も (1973: 291—296) 日本の同族と中国の宗族その他とを比較しながら、中国のそれは第一に父系継嗣群=父系血縁集団= patrilineal descent group であって、日本のような localized corporate group ないしは、localized kin group なのではないとする。日本の《同族》に関する議論の是非はともかく、筆者も中国の《宗族》とか《宗》とか呼ばれる集団の多くを、彼らのように patrilineal descent group とすることにはかわりはない (但し、patrilineal descent group というわれわれの分析概念に合致する集団や単位に《宗族》などの名称が与えられているのであって、その逆ではない)。しかし、筆者が本論で論ずる問題は、集団の最少単位、もしくは基本単位として、中国人も、したがってわれわれもみなすことのできる domestic group のことを論じようとするのであり、中国東南部の基本単位の居住要素が強いとか弱いとかいっているのではない。
- (7) 国分直一 1968: 193—203
- (8) Hsu, F.L.K. 1971:28—39
- (9) 《正庁》のほか、単に《庁》とか、^{テイア}ト^{テイア}庁、あるいは^{テイアトン}《庁堂》・^{チアトン}《正堂》なども称している (cf. 国分直一 ' : 197)。
- (10) 国分直一 1968: 194, 198
- (11) ついでながら便所は、図では家畜小屋の一部にとりつけられているが、屋外に設ける例も多い。しかしもともと各部屋には、尿桶と屎桶が備えられているのであり、便所という特別な一室が設けられていないからといって、驚くには値しない (cf. 国分直一 1968: 198—200)。
- (12) Freedman, M. 1958:29
- (13) Freedman, M. 1958:35
- (14) Freedman, M. 1958:33
- (15) Fei, Hsiao-Tung 1939 (1939:90—92)
- (16) Yang, M.C. 1945:63—64

- (17) 直江広治 1967:170
- (18) 「分居」という用語を用いているが、いわゆる日本の「分家」の概念と混同しないように用いたもので、単なる「棲みわけ」としての分居ではない。ここで用いられる「分居」の意味は、窠分けから財産分割までをふくむ、家族の自律という親族関係の基本単位の形成を意味するものである。分居は生家としての館の内外を問わない。中国でも、これを《分居》と称したり、《分家》《分單》《分冊》と称している(中国慣行調査委員会編 1952:229, 直江広治 1967:169)。
- (19) 直江広治 1967:166—174
- (20) なぜかといえば、分居や財産分割にあたって、誰がどこにすむか、誰が何を継ぐかは、一部の財物を例外として、みな抽籤によるからである。抽籤で親夫婦が分居するときまれば、こうした第四の方途が示される。
- (21) Hsu, F.L.K. 1963 (1971:284)
- (22) Freedman, M. 1958:22
- (23) 直江広治 1967:172
- (24) Freedman, M. 1958:81—82, ただし、長男が分居している場合、《老宅子》をひきつぐ者がそれらを相続する義務をもつ。位牌がなく、単なる紅紙を祭壇に貼っているような香港新界地区に多い習俗のある地方では、そのかぎりではない。また、位牌のあるなしは、貧富の差によっても生じ、それが分節の保有の数とも関係してくる。
- (25) Kulp, D.H. 1925, 清水盛光 1939
- (26) Freedman, M. 1958:35
- (27) 直江広治 1967:164—165
- (28) Freedman, M. 1958:22
- (29) 直江広治 1967:168—169
- (30) Freedman, M. 1958:82—83
- (31) 「縁組」という用語を、筆者はつぎのような意味で用いたい。つまり縁組とは、結婚、養取その他の親族間の関係の協約・締結によって、個人・家族・一族などの諸単位が連合し、同盟すること。したがって縁組は公式的な関係締結のための協議や、関係成立を画する象徴がとれない、また協議や裁定による縁組の破棄も行なわれる。
- (32) Fallers, L.A. 1965:71—76
- (33) Kulp, D.H. 1925 (1940:218—220)
- (34) Fêng, Han-Yi 1967:43—46
- (35) Lévi-Strauss, C. 1949 (1969:343)
- (36) Kulp, D.H. 1925 (1940:219—220)
- (37) Kulp, D.H. 1925 (1940:224), いわゆる幼児結婚のなかにふくまれるものであるが、中国で有名なのは《指腹婚》、すなわち、うまれる前から結婚相手を決めるものである。現在は行なわれていない。
- (38) Kulp, D.H. 1925 (1940:229)
- (39) Freedman, M. 1958:22
- (40) Kulp, D.H. 1925 (1940:228—229)

- (41) Yang, M.C. 1945:57—58
 (42) 滋賀秀三 1967:415—436
 (43) Freedman 1958:31—32
 (44) 嫁にとって、婚後、婚家の両親は自分の親である。嫁は夫方祖先の子孫の一員であり、嫁の死後は夫とともに、夫方の祖先となる。かような意味で、嫁は夫の妻であるというより夫の両親の子供のひとりである。宗教的側面においても多くは嫁は夫方の成員としてふるまう (cf. 大胡欽一・渡辺欣雄 1974:412—425)。
 (45) cf. 渡辺欣雄 1971:97—99
 (46) 滋賀秀三 1967:311—318

III 父系出自集団と分節の階層構成

《^{ツ-}族》と呼ばれる中国東南部の父系一族は、すでに6～7世紀に発達をとげていたといわれる。《族》はそれのみで、“lineage village”と報告されてきたような、一村落一族の形態をとるものとされたり、一村落にいくつかの一族が住んでいたとしても、居住地区がことなり、混住することはないものとされてきた⁽²⁾。中国東南部の村落の人口は、数百人から2000人程度、世帯数は30戸から300戸程度、一族ないし氏族の規模は、4家族から546家族程度で平均40戸～70戸くらいであり、世代深度は、9世代から25世代に及ぶとされる⁽³⁾⁽⁴⁾。このような統計上の規模をもつ中国東南部の父系出自集団は、それではいかなる組織内容をもつ集団であろうか。以下その点について説明したい。

1 分節と階層構成

第2表は便宜的に示した中国東南部の出自集団の分節^{セグメント}の階層構成である。それぞれの分類概念は、かならずしもうまく表のようにには対応しないが、この表はひとつの目安である。

家族は竈で数えられ、館は住宅で数えられる、という慣用は前にものべた。一館一家族のときは、家長＝館長であり、一館数家族のときは、教家長・一館長であることもまえにのべた。また、それらの長の資格および継承方法が、輩行と年長の原則によっていることものをべておいた。さ

慣用語	Freedmanの定義	Kulpの定義	機能
宗族 tsung-tsu	lineage, clan	conventional family	政治・宗教
房 fang	sub-lineage	conventional family	
支 chih	branch	religious family	社会・教育
戸 hu, 家 chia	compound, family	economic family	法律・軍事
房 fang	household, family	natural family	の単位
			経済単位

—第2表— 出自集団の階層構成

らに、各レベルの分節には、その範囲を代表する長がおかれることもふれた。その分節の結節点にあたるものが、次節にのべるところの祖廟に由来するのであるが、各長は、階層の結節点において、分節と分節との仲介者となっているのである。各長の役割は、祖廟の管理と、祖廟における祖先祭祀（位牌祭祀）がその主たる任務である。が、なかでも概して、家族レベルの長は経済単位の管轄者として、あるいは生計単位の管轄者としての役割をもち、館（戸・家）→小分節（支）→中分節（房）→大分節（宗）と経るにつれて、政治・社会的なものから、宗教・法的なものへの管轄者の役割へと変移してゆく。一番高位の長は、祖廟会を代表する長であり、一族の万般にわたって裁断を下す会議の長である。⁽⁵⁾

例えば、館内で兄弟間の口論があった場合、まず家長が解決にのりだすが、かれが解決できなかった場合、漸次、各分節の長に相談がもちかけられる。それが一番上までゆくと、祖廟会にいたる。父系祖先を準拠の枠組として、このように組織される出自集団は、祖先祭祀の母体であるばかりではなく、経済的・政治的・教育的・法的、そして軍事的な共同体であり、国家はその枠外から権限を行使できるにすぎない。

2 分節と祖廟

分節の階層構成は、祖先の世代階層に順じてつくられている。家庭内の祭壇が置かれる《正庁》には、4代までの祖先の位牌が祀られている。

4代以上の祖先の位牌は、各分節の範囲で祀るべき祖廟に祀られている。祖廟の位牌を安置した祭壇が、位牌で満たされると、新しく祖廟をつくり、そこに、新しく家庭内祭壇からおくられてきた位牌を安置する⁽⁶⁾。このようにしてできた祖廟を中心につくられるのが新分節である、ただし、祖廟をひとつ造るにも、莫大な建設費を必要とし、それを維持するにも多くの祭費が入り用である。だから、分節の数が多く、祖廟の数が多いということは、その一族の経済力がゆたかだ、ということになる。

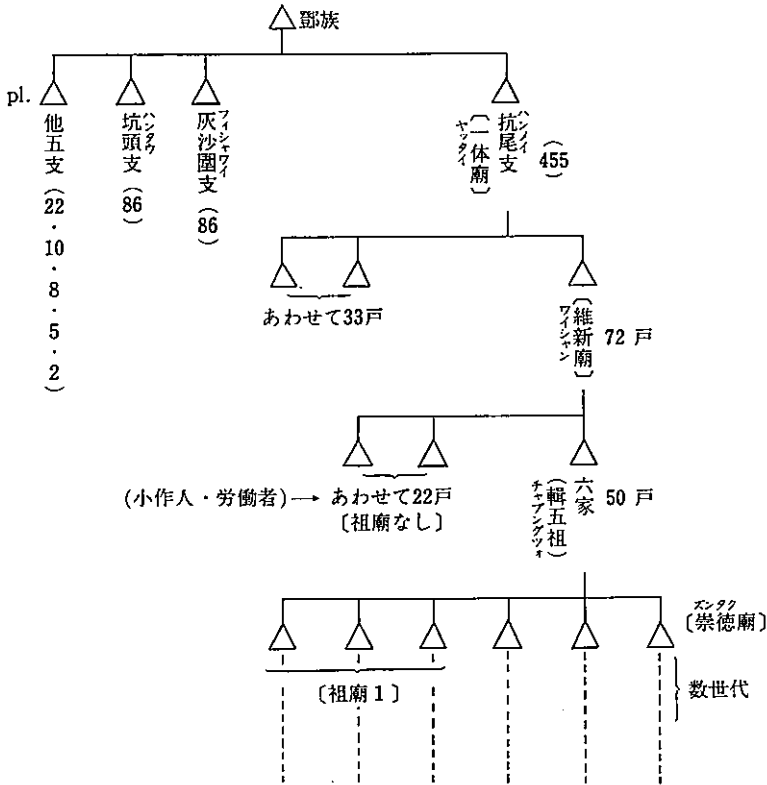
組織からみれば、祖廟は父系一族のなかの各分節における中心となるが、祖先に対する人々の態度からみると、《正庁》安置の位牌は、個性のある夫婦単位の位牌であるが、《祖廟》安置の位牌は、個性のない一般的な一族全員の祖先をあらわしている。家庭内の祭壇の世話役は年長^{ケア・テイカー}⁽⁸⁾の女性であり、祖廟の世話役は雇傭された世役人である。かれらは、毎月1日と15日には、祭壇の扉をあけて供物をささげ、香を焚く⁽⁹⁾。

祭祀は位牌だけが対象ではない。人々は時節に応じて墓参をする。墓参は年に1～2回（清明節そして／または重陽節）。中国の祖先観では、⁽¹⁰⁾位牌の祖先は《陽祖》であり、墓地にいる祖先は《陰祖》であるとされ、双方とも祭祀の実修は欠かせない。墓地は山の斜面につくられており、段をなしている。一族が共同の墓地をもっていれば、高い部分が遠祖、低い部分が近祖の墓である。分節が拡大するにつれて、墓地は下へ下へと伸びてゆく。原則として、年齢的にも、世代的にも高位の者の墓は《上》の方におかれ、同じ段であれば、年長者の墓が年少者の墓の左におかれる。男女は同一の場所で、妻は夫の右側におかれる。このような墓地の配列は、分節の階層構成のありかたに順じている。しかし、実際には、空間が限定されているし、上下・優劣の秩序は、「幸福」の多少にかかわり、人々はより多くの幸福をえたいとねがう。また、勲功を得た個人は高位に置かれる傾向がある。つまり、このような要因によって、実際には墓の秩序は原則のようではない。⁽¹¹⁾

それでは、最後に、分節の階層構成を示す具体的な例に触れてみよう。

3 香港新界地区の屏山氏族鄧一族の例¹¹⁾

12世紀に源を発する鄧族は、一族の成員およそ3000人を持ち、現在まで8つの主要な分節をもっている。そのうち3つの分節（抗尾・灰沙圍・坑頭）は、歴代、学者・官吏・商人などを輩出し、かなりの財産（一族中3分節で93%の土地を所有する）を子孫に残してきた。その中でも、抗尾支はもっとも繁栄した分節であり、《一体廟》といわれる祖廟をシンボルとして、祖先祭祀を行なっている。抗尾支のなかでも、もっとも繁



—第5図— 香港新界地区鄧族の分節

[数字は各分節所有の耕地面積を示す。単位は acre。]

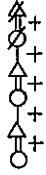
栄しているのが《維新廟》を中心にまとまる分節で、維新支はそのうちにさらに数個の祖廟をもっている。維新支のなかでも、祖先の財産が豊富で、多くの家族をもつのは、輯五祖（六家）の分節である。維新支の祖廟のすべては、この集団のものであり、高度に分節化されていることがわかる。そして輯五祖の集団のなかでも、繁栄きわまりない分節は、⁽³⁾《崇徳廟》を中心とした分節である。

このように、一族のなかの分節の規模をくらべてみると、きわだった特色は、分節の数、分節の規模は経済力いかによるといことである。そして、経済力のある分節＝多くの人口を内にかかえる分節は、また多くの政治力と威光とをもっているのである。鄧族の世代深度は27世代、このような父系祖先の系譜をもって多くの分節をかかえている出自集団は、中国のなかでも、ここ東南部周辺がもっとも多いといわれている。Potterはこの事実に注目し、東南部にこのような大氏族がうまれた背景として、生産力＝人口の支持率を考える。北部中国の反当収量が麦(124斤)＋黍(144斤)であるのに対して、東南部中国は、米(271斤)であり、さらにここ東南部は二期作である。ひとりあたりの収量では、北部：東南部＝1：5の率であるという⁽⁴⁾。しかし、生産力の差がすなわち氏族の規模と相関していることはわかるのだが、果して経済力やそれにとまなう政治力が氏族を維持する主要因であるのか否か、今後の筆者の研究をまつことにしたい。

注

- (1) Baker, H.D.R. 1968:1-237, ただし、Bakerの調べた「上水郷」では、116世帯中78世帯が一族の世帯なのであり、人口591人中、399人が一族の成員であって、67.5%が同じ一族である。(Baker, H.D.R. 1968:47)
- (2) Freedman, M. 1958:1-8
- (3) Baker, H.D.R. 1968:20
- (4) Freedman, M. 1958:1-8
- (5) Freedman, M. 1958:33-40
- (6) 4代経つと、家庭内に祀ってあった位牌は墓の近くに埋められ、あらたにより大きな位牌をつくって祖廟に祀られるというのが正式の手続きである(Freedman,

M. 1958:46-50)。

- (7) 貧農があたる。貧農は祖廟に住んで位牌を守護する (Freedman, M. 1958:46-50, Hsu, F.L.K. 1971:50-53)。
- (8) Freedman, M. 1958:46-50
- (9) なぜ女性が家庭内で位牌を管理する役目にあるのか、それなりの宗教的解釈はあるだろうが、中国の親族関係にてらしあわせてみた場合、図のような縦系列の関係が、祖先と個人の親密な関係のlineを形づくっているようにおもわれる。プラスの印は、親密な関係であることをあらわしたものである。つまり、妻は夫を祀り、嫁は夫を通じて、夫の父母を祀るのであり、図中、下位の者は、上位の者にとって、自分を祀ってくれるべき責務者である。祖先との交流(communication)は、女性を媒介としてではなりたちえないのではないかと考えてみるのである (大胡欽一教授の示唆にもよる)。
- 
- (10) Freedman, M. 1964:86
- (11) Hsu, F.L.K. 1971:41-50
- (12) Potter, J.M. 1970:121-138
- (13) 屏山氏族の位牌祭祀と墓参は、毎年秋に行なわれる。およそ一ヵ月間、一族は毎日祖先を祀るために、祖廟や墓を訪ね、また田舎にあそぶ。祖先祭祀は、ふつう、遠祖からはじめてしだいに分節を降下し、各分節がそれぞれ日取りをうちあわせては、一団となった祖先祭祀を行なうのである。
- (14) Potter, J.M. 1970:121-138

IV 結 辞

以上、とりわけ「家族」レベルの親族の問題を論じながら、筆者は中国東南部の親族組織について概観してきた。そこで、今回、触れることができなかつた中国東南部の親族組織を分析するにあたって重要な課題のいくつかをあげておきたい。

それは、まず「家族」の問題であろう。Kulp は lineage に相当するレベルにまで、家族の用語を用い、Freedman は、中国の慣用でいう《房》の単位に家族の用語を限定して用いていた。双方のどちらが人類学でいう家族の概念にかなうものであるか問題となるであろう。が、その前に、人類学で用意された家族の概念が、中国東南部の親族組織の問題を論ずる際、果してどこまで有効なのか問題となってくる。家族とは何か、果して竈で数えることができる単位が家族なのか、世帯とはどうちがうの

か、問題とならざるをえない。とって、家族の概念にとってかわるべき概念として、日本でよく用いられているような《家^{イェ}》という概念も、中国では混乱をまねくだけである。中国にも《家^{チア}》の概念があり、これは日本の《家^{イェ}》にはおよそ該当しないものである。親族の基本単位をめぐる概念規定の問題は、中国東南部の親族組織をのべる際、未だ解決されてはいないのである。

また、中国東南部において、親族関係を解明する鍵となるべき《五服^{フーフ}》の問題について、筆者はまったくとりあげなかった。《五服》は、祖先祭祀の単位であり、服喪の単位であるが、服喪に規定された親族員のさまざまな系譜上の距離は、親族行動の規範のひとつである。これを、親族関係の社会的距離⁽¹⁾の問題として、今後詳細にとりあげたいところである。

さらに、位牌祭祀の方法も、日本(本土)や沖縄とはちがった、一種独特のものがある。沖縄には、兄弟の位牌を同じ段に祀ることを忌む習俗がある。一方、中国には、同じ欄に隣接世代の位牌を祀ることを忌む習俗がある⁽²⁾。それが、社会組織の原理上の問題として作用するのは、沖縄に限ったことではない⁽³⁾。

そして、縁組の問題も、従来から開発してきたものは、おもに婚姻を通じて生じる問題に限られてきたが、養取の問題は単に親や子の扶養の問題に限られた問題ではなく、また婚姻のように単位間の交換・交流関係として考えるに十分な要件を備えている。

最後に、中国の周辺社会、とくに日本(本土)や沖縄・韓国・ベトナムその他の親族組織の比較の問題がある。中根千枝教授の意欲的なそれらの地域間の比較研究⁽⁴⁾につづく研究の継承発展は、今後ますます要求されてくるであろう。上記一連の課題は、いま筆者の眼前にたちはだかっていて離れないでいる。

注

- (1) 渡辺欣雄 1973 : 19-54
- (2) 大胡欽一 1966 : 136
- (3) Lévi-Strauss 1949 [1969 : 340]
- (4) 中根千枝 1973 : 273-302

参考文献

- Baker, H.D.R., 1968. *A Chinese Lineage Village*, Guilford/London.
中国農村慣行調査委員会編 1952 『中国農村慣行調査』第1巻 東京
- Fallers, L.A., 1965, 'The Range of Variation in Actual Family Size: A Critique of M.J. Levy, Jr.'s Argument', in *Aspects of the Analysis of Family Structure*, New York.
- Fei, Hsiao-Tung(費孝通) 1939. *Peasant Life in China: A Field Study of Country Life in the Yangtze Valley*, London. (仙波泰雄・塩谷安夫共訳 1939 『支那の農民生活』 東京)
- Fêng, Han-Yi, 1967. *The Chinese Kinship System*, Massachusetts.
- Freedman, M., 1958. *Lineage Organization in Southeastern China*, London.
- Freedman, M., 1964. 'Ancestor Worship: Two Facets of the Chinese Case', in *Social Organization: Essays Presented to Raymond Firth*, (Freedman, M. ed.) Chicago.
- Hsu, F.L.K., 1963. *Glan, Caste, and Club*, (作田啓一・浜口忠俊共訳 1971 『比較文明社会論—クラン・カースト・クラブ・家元—』 東京)
- Hsu, F.L.K., 1971. *Under the Ancestor's Shadow: Kinship, Personality & Social Mobility in China*, California.
- 国分直一 1968 『台湾の民俗』 東京
- Kulp, D.H., 1925. *Country Life in South China: The Sociology of Familialism*, New York. (喜多野清一・及川宏共訳 1940 『南支那の村落生活—家族主義の社会学—』 東京)
- Lévi-Strauss, C., 1949. *Les Structures élémentaires de la Parenté*, (1969. *The Elementary Structures of Kinship*, tr. by Bell, J.H. & von Sturmer, J.R.) Boston.
- 中根千枝 1973 「沖繩・本土・中国・朝鮮の同族・門中の比較」 『沖繩の民族学的研究—民族社会と世界像—』 東京
- 直江広治 1967 『中国の民俗学』 東京
- 大胡欽一 1966 「北部沖繩の家族組織」 『政経論叢』34-5 東京
- 大胡欽一・渡辺欣雄 1974 「生存配偶者の再婚—逆縁婚と順縁婚について—」 『講座家族』第4巻 東京
- Potter, J.M., 1970. 'Land and Lineage in Traditional China', in *Family and Kinship in Chinese Society*, (Freedman, M. ed.) California.
- 滋賀秀三 1967 『中国家族法の原理』 東京
- 清水盛光 1939 『支那社会の研究—社会学的考察—』 東京
- 王崧興 (Wang, Sung-Hsing) 1971 「中日祖先崇拜の比較研究」 『中央研究院民

族学研究所集刊」31 台北

渡辺欣雄 1971「沖縄北部一農村の社会組織と世界観」『民俗学研究』36-2 東京

渡辺欣雄 1973「親族関係の社会的距離をめぐって」『日本民俗学』90 東京

Yang, M.C., 1945. *A Chinese Village: Taitou, Shantung Province*, New York.

A PRELIMINARY REPORT ON THE KINSHIP ORGANIZATION IN SOUTHEASTERN CHINA.

◀ Summary ▶

Yoshio Watanabe

The ideal family of southeastern China is constructed by patrilineally-related males, sometimes including their siblings, together with their wives and children. All married women in this monogamous family are "imported" from other patrilineal families by the rules of agnatic exogamy and virilocal residence, and their daughters are "exported" to others by the same rules. Thus, the families in southeastern area of China are formed by many family types (conjugal family, stem family and joint/extended families), especially according to the economic classes.

The members of the family may, ordinary, all live in a compound or *bu* or *chia* administered by a certain head (*chia-chang*) who is the oldest male of all members in it. As his sons married and lived with him, they begin to assert their independence as head of their potential domestic unit, resulting from conflict between women. When the division of a compound become necessary, all brothers have equal claims on an family estate. But Chinese rules of inheritance generally ascribed to the oldest son an extra portion associated with his responsibilities for maintaining the ancestral shrine placed in special room (*chia-tia*) of his compound. After the division of residence and estate took place, each brothers' family forms economically independent unit, but they jointly worship their ancestors in shrine which the oldest brother has. As the generations of ancestors become higher, the unit for ancestor worship become larger. The larger units, including many compounds, have ancestral halls that are the ritual centre of each segments.

The centre of the maximum range of patri-clan/sib or patrilineage is an ancestral hall of the founding ancestor. The centres of the major segments of patrilineage are some ancestral halls placed remoter ancestors. The ones of the middle are many ancestral halls placed middle ancestors. The minor ones are much ancestral halls worshipped near ancestors. And the minimum ones

are ancestral shrines which are placed in all compounds. Thus, the Chinese patrilineages named *tsung-tsu* in southeastern area are well-established kinship organizations which form a kind of pyramid with symbolized centers.